

令和七年度
(2025年度)

金沢市議会 2月定例会月議会議案(1)

令和8年度当初分

一 般 会 計
市営地方競馬事業費特別会計
市街地再開発事業費特別会計
公共用地先行取得事業費特別会計
駐車場事業費特別会計
国民健康保険費特別会計
後期高齢者医療費特別会計
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計
介護保険費特別会計
水道事業特別会計
工業用水道事業特別会計
病院事業特別会計
中央卸売市場事業特別会計
下水道事業特別会計
公設花き地方卸売市場事業特別会計

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第58号	令和8年度金沢市一般会計予算	1
議案第59号	令和8年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算	12
議案第60号	令和8年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算	14
議案第61号	令和8年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算	16
議案第62号	令和8年度金沢市駐車場事業費特別会計予算	18
議案第63号	令和8年度金沢市国民健康保険費特別会計予算	20
議案第64号	令和8年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算	23
議案第65号	令和8年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	26
議案第66号	令和8年度金沢市介護保険費特別会計予算	28
議案第67号	令和8年度金沢市水道事業特別会計予算	31
議案第68号	令和8年度金沢市工業用水道事業特別会計予算	34
議案第69号	令和8年度金沢市病院事業特別会計予算	36
議案第70号	令和8年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算	39
議案第71号	令和8年度金沢市下水道事業特別会計予算	41
議案第72号	令和8年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算	44
議案第73号	金沢もりづくりベース東浅川条例制定について	46
議案第74号	金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に 関する基準を定める条例制定について	51
議案第75号	金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律施行条例の一部改正について	64
議案第76号	金沢市職員定数条例の一部改正について	65
議案第77号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	66
議案第78号	金沢市特別会計条例の一部改正について	70
議案第79号	金沢市税賦課徴収条例及び金沢市行政手続条例の一部改正について	71
議案第80号	金沢市手数料条例の一部改正について	74
議案第81号	金沢市公民館設置条例の一部改正について	75
議案第82号	金沢市中央卸売市場業務条例の一部改正について	76
議案第83号	金沢市国民健康保険条例の一部改正について	77
議案第84号	金沢市介護保険条例の一部改正について	86
議案第85号	金沢健康プラザ大手町条例の一部改正について	88
議案第86号	金沢市公園条例の一部改正について	89
議案第87号	金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の 設置に関する基準を定める条例の一部改正について	90
議案第88号	金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正について	91

議案第89号	金沢市自動車駐車場条例の一部改正について	92
議案第90号	建築物の駐車施設に関する条例の一部改正について	93
議案第91号	金沢市水道給水条例の一部改正について	96
議案第92号	金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	98
議案第93号	金沢市火災予防条例の一部改正について	100
議案第94号	金沢市体育施設（体育館等）の指定管理者の指定について	102
議案第95号	金沢市体育施設（テニスコート等）の指定管理者の指定について	104
議案第96号	金沢市体育施設（屋外スポーツ施設等）の指定管理者の指定について ...	105
議案第97号	金沢スタジアムの指定管理者の指定について	107
議案第98号	金沢プール及び屋内交流広場の指定管理者の指定について	108
議案第99号	金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について	109
議案第100号	金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指定について	110
議案第101号	包括外部監査契約の締結について	111
議案第102号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	112

令和8年度金沢市一般会計予算

令和8年度金沢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ207,800,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。ただし、借入金額には、起債前借及び当座勘定借越契約に基づく借越額を含まない。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 市 税		91,278,030 千円
	1. 市 民 税	41,389,910
	2. 固 定 資 産 税	34,548,040
	3. 軽 自 動 車 税	1,314,740
	4. 市 た ば こ 税	3,234,220
	5. 入 湯 税	67,330
	6. 事 業 所 税	2,772,620
	7. 都 市 計 画 税	7,059,170
	8. 宿 泊 税	892,000
2. 地 方 譲 与 税		1,306,000
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	962,000
	2. 特 別 と ん 譲 与 税	8,000
	3. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	247,000
	4. 森 林 環 境 譲 与 税	89,000
3. 利 子 割 交 付 金		174,000
	1. 利 子 割 交 付 金	174,000
4. 配 当 割 交 付 金		583,000
	1. 配 当 割 交 付 金	583,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		867,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	867,000

款	項	金 額
6. ゴルフ場利用税交付金		43,000 千円
	1. ゴルフ場利用税交付金	43,000
7. 法人事業税交付金		1,780,000
	1. 法人事業税交付金	1,780,000
8. 地方消費税交付金		14,910,000
	1. 地方消費税交付金	14,910,000
9. 環境性能割交付金		207,000
	1. 環境性能割交付金	207,000
10. 国有提供施設等 所在市助成交付金		13,000
	1. 国有提供施設等 所在市助成交付金	13,000
11. 地方特例交付金		501,000
	1. 地方特例交付金	497,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000
12. 地方交付税		13,700,000
	1. 地方交付税	13,700,000
13. 交通安全対策 特別交付金		51,000
	1. 交通安全対策 特別交付金	51,000
14. 分担金及び負担金		296,051
	1. 負担金	296,051

款	項	金 額
15. 使用料及び手数料		3,434,758 千円
	1. 使用料	1,650,286
	2. 手数料	1,784,472
16. 国庫支出金		38,267,628
	1. 国庫負担金	31,986,787
	2. 国庫補助金	6,156,381
	3. 委託金	124,460
17. 県支出金		16,636,839
	1. 県負担金	11,132,435
	2. 県補助金	4,516,434
	3. 委託金	987,970
18. 財産収入		681,469
	1. 財産運用収入	613,177
	2. 財産売却収入	68,292
19. 寄附金		1,757,462
	1. 寄附金	1,757,462
20. 繰入金		4,104,003
	1. 特別会計繰入金	243,384
	2. 基金繰入金	3,860,619

款	項	金 額
21. 繰 越 金		300,000 千円
	1. 繰 越 金	300,000
22. 諸 収 入		5,954,160
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過	210,074
	2. 市 預 金 利 子	481,300
	3. 貸 付 金 元 利 収 入	1,423,206
	4. 受 託 事 業 収 入	156,753
	5. 雑 入	3,682,827
23. 市 債		10,954,600
	1. 市 債	10,954,600
歳 入 合 計		207,800,000

歳 出

款	項	金 額
1. 議 会 費		906,375 千円
	1. 議 会 費	906,375
2. 総 務 費		19,729,392
	1. 総 務 管 理 費	15,324,388
	2. 徴 税 費	2,379,682
	3. 戸 籍 台 帳 民 費	1,578,365
	4. 選 挙 費	245,450
	5. 統 計 調 査 費	93,380
	6. 監 査 委 員 費	108,127
3. 民 生 費		83,390,162
	1. 社 会 福 祉 費	18,566,137
	2. 老 人 福 祉 費	16,668,840
	3. 児 童 福 祉 費	39,653,977
	4. 生 活 保 護 費	8,437,008
	5. 災 害 救 助 費	64,200
4. 衛 生 費		20,389,753
	1. 保 健 衛 生 費	11,565,474
	2. 環 境 衛 生 費	2,196,257
	3. 清 掃 費	6,628,022

款	項	金 額
5. 労 働 費		272,339 千円
	1. 労 働 福 祉 費	272,339
6. 農 林 水 産 業 費		3,279,651
	1. 農 業 費	2,127,788
	2. 林 業 費	1,130,559
	3. 水 産 業 費	21,304
7. 商 工 費		4,627,694
	1. 商 工 費	4,627,694
8. 土 木 費		19,648,228
	1. 土 木 管 理 費	1,284,020
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	5,065,164
	3. 河 川 費	1,034,258
	4. 港 湾 費	492,522
	5. 都 市 計 画 費	10,602,068
	6. 住 宅 費	1,170,196
9. 消 防 費		6,416,670
	1. 消 防 費	6,416,670
10. 教 育 費		27,798,634
	1. 教 育 総 務 費	3,154,206
	2. 小 学 校 費	4,192,624

款	項	金 額
	3. 中 学 校 費	1,869,430 千円
	4. 高 等 学 校 費	937,265
	5. 大 学 費	1,956,891
	6. 社 会 教 育 費	8,276,122
	7. 保 健 体 育 費	7,412,096
11. 災 害 復 旧 費		954,958
	1. 災 害 復 旧 費	954,958
12. 公 債 費		19,356,743
	1. 公 債 費	19,356,743
13. 諸 支 出 金		309,401
	1. 基 金 費	309,401
14. 予 備 費		720,000
	1. 予 備 費	720,000
歳 出 合 計		207,800,000

第2表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費			138,000 千円
	4. 選 挙 費	選 挙 事 業	138,000

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
第一本庁舎長寿命化事業費	令和9年度	64,000 千円
自治体情報システム 標準化事業費（戸籍）	令和9年度	53,700
額市民センター建設事業費	令和9年度	240,200
金沢健康プラザ大手町 再整備事業費	令和9年度	533,000
元町福祉健康センター 施設改修費	令和9年度	61,200
斎場長寿命化事業費	令和9年度	180,000
清掃車両購入費	令和9年度	19,200
戸室リサイクルプラザ 処理棟施設改修費	令和9年度	85,500
西部環境エネルギーセンター 施設改修費	令和9年度	52,000
東部環境エネルギーセンター 基幹的改良事業費	令和9年度	12,000
企業立地助成金	令和9年度	100,000
市営住宅建設事業費	令和9年度	1,274,000
高機能消防指令 システム整備事業費	令和9年度	1,268,000
消防救急デジタル無線整備費	令和9年度	179,000
小学校長寿命化事業費	令和9年度	2,782,000
小 学 校 暫 定 校 舎 整 備 事 業 費	令和9年度から 令和10年度まで	6,900
旧森紙店保存活用事業費	令和9年度	124,000
額公民館建設事業費	令和9年度	275,300
金沢21世紀美術館 魅力向上整備事業費	令和9年度	5,807,000
共同調理場管理運営費	令和9年度	88,000
専光寺ソフトボール場 整備事業費	令和9年度	51,300

事 項	期 間	限 度 額
令和 8 年 度 指 定 管 理 者 の 指 定 に 伴 う 指 定 管 理 料 (金沢市体育施設、金沢スタジアム、 金沢プール及び屋内交流広場、金沢市 老人福祉センター、金沢市障害者高齢 者体育館)	令和 9 年 度 から 令和12年度まで	協定に基づき決定した指定期間 中における管理に要する経費

第4表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	1,687,000 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	5.0 % 以 内 ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率	借入先の融通条件に よる。ただし、市財 政その他の都合によ り、据置期間及び償 還期間を短縮し、若 しくは繰上償還又は 借換えすることがで きる。
災害復旧事業	507,300			
学校教育施設等 整備事業	15,400			
一般廃棄物処理事業	803,900			
一般補助施設 整備等事業	304,300			
地域活性化事業	165,500			
防災対策事業	135,600			
緊急防災・減災事業	541,200			
公共施設等適正 管理推進事業	1,607,900			
緊急自然災害 防止対策事業	1,380,600			
緊急浚渫推進事業	114,500			
脱炭素化推進事業	426,700			
こども・子育て 支援事業	366,600			
デジタル活用 推進事業	108,800			
その他一般単独事業	1,442,300			
辺地対策事業	17,000			
自治振興資金	1,330,000			
合 計	10,954,600			

議案第59号

令和8年度金沢市営地方競馬事業費特別会計予算

令和8年度金沢市の市営地方競馬事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,626,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 事業収入		5,516,200 千円
	1. 事業収入	5,516,200
2. 諸収入		110,500
	1. 雑入	110,500
歳入合計		5,626,700

歳出

款	項	金額
1. 競馬事業費		5,626,700 千円
	1. 競馬事業費	5,626,700
歳出合計		5,626,700

議案第60号

令和8年度金沢市市街地再開発事業費特別会計予算

令和8年度金沢市の市街地再開発事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ85,056千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金沢市長 村山卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 財産収入		45,630 千円
	1. 財産運用収入	45,630
2. 繰入金		39,426
	1. 一般会計繰入金	39,426
歳入合計		85,056

歳出

款	項	金額
1. 市街地再開発事業費		85,056 千円
	1. 市街地再開発事業費	85,056
歳出合計		85,056

議案第61号

令和8年度金沢市公共用地先行取得事業費特別会計予算

令和8年度金沢市の公共用地先行取得事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ875,055千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		3,216
	1. 使用料	3,216
2. 財産収入		762,000
	1. 財産売却収入	762,000
3. 繰入金		109,838
	1. 一般会計繰入金	109,838
4. 諸収入		1
	1. 市預金利子	1
歳入合計		875,055

歳出

款	項	金額
1. 公営事業用地費		875,055
	1. 公営事業用地費	875,055
歳出合計		875,055

議案第62号

令和8年度金沢市駐車場事業費特別会計予算

令和8年度金沢市の駐車場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192,262千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 使用料及び手数料		94,156 千円
	1. 使用料	94,156
2. 諸収入		98,106
	1. 市預金利子	6
	2. 雑収入	98,100
歳入合計		192,262

歳出

款	項	金額
1. 駐車場事業費		192,262 千円
	1. 駐車場事業費	192,262
歳出合計		192,262

議案第63号

令和8年度金沢市国民健康保険費特別会計予算

令和8年度金沢市の国民健康保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,018,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 国民健康保険料		8,865,600 千円
	1. 国民健康保険料	8,865,600
2. 県支出金		28,538,308
	1. 県補助金	28,538,308
3. 財産収入		7,800
	1. 財産運用収入	7,800
4. 繰入金		3,546,021
	1. 一般会計繰入金	2,973,021
	2. 基金繰入金	573,000
5. 諸収入		60,271
	1. 延滞金、加算金料及び	24,471
	2. 雑入	35,800
歳入合計		41,018,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		328,285 千円
	1. 総 務 管 理 費	328,285
2. 保 険 給 付 費		40,418,538
	1. 保 険 給 付 費	40,418,538
3. 保 健 事 業 費		270,177
	1. 保 健 事 業 費	270,177
4. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
歳 出 合 計		41,018,000

議案第64号

令和8年度金沢市後期高齢者医療費特別会計予算

令和8年度金沢市の後期高齢者医療費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,116,035千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		7,350,988 千円
	1. 後期高齢者医療保険料	7,350,988
2. 国 庫 支 出 金		6,000
	1. 国 庫 補 助 金	6,000
3. 繰 入 金		1,744,022
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	1,744,022
4. 諸 収 入		15,025
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 料 及 び 過	283
	2. 償還金及び還付加算金	11,842
	3. 市 預 金 利 子	100
	4. 雑 入	2,800
歳 入 合 計		9,116,035

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		134,525 千円
	1. 総 務 管 理 費	134,525
2. 後 期 高 齢 者 医 療 金		8,981,010
	1. 後 期 高 齢 者 医 療 金	8,981,010
3. 公 債 費		500
	1. 公 債 費	500
歳 出 合 計		9,116,035

議案第65号

令和8年度金沢市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和8年度金沢市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,686千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 繰越金		14,970 千円
	1. 繰越金	14,970
2. 諸収入		17,716
	1. 市預金利子	1
	2. 貸付金元利収入	17,714
	3. 雑入	1
歳入合計		32,686

歳出

款	項	金額
1. 民生費		12,278 千円
	1. 母子父子寡婦福祉資金費	12,278
2. 公債費		2,804
	1. 公債費	100
	2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金	2,704
3. 予備費		17,604
	1. 予備費	17,604
歳出合計		32,686

令和8年度金沢市介護保険費特別会計予算

令和8年度金沢市の介護保険費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,728,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1. 介護保険料		9,457,000 千円
	1. 介護保険料	9,457,000
2. 国庫支出金		9,549,837
	1. 国庫負担金	7,466,450
	2. 国庫補助金	2,083,387
3. 支払基金交付金		11,285,243
	1. 支払基金交付金	11,285,243
4. 県支出金		5,805,373
	1. 県負担金	5,530,300
	2. 県補助金	275,073
5. 財産収入		21,045
	1. 財産運用収入	21,045
6. 繰入金		6,598,666
	1. 一般会計繰入金	6,171,651
	2. 基金繰入金	427,015
7. 諸収入		10,836
	1. 市預金利子	7,750
	2. 雑入	3,086
歳入合計		42,728,000

歳 出

款	項	金 額
1. 総 務 費		534,678 千円
	1. 総 務 管 理 費	534,678
2. 保 険 給 付 費		39,990,000
	1. 保 険 給 付 費	39,990,000
3. 地 域 支 援 事 業 費		2,059,153
	1. 地 域 支 援 事 業 費	2,059,153
4. 保 健 福 祉 事 業 費		4,700
	1. 保 健 福 祉 事 業 費	4,700
5. 公 債 費		1,000
	1. 公 債 費	1,000
6. 諸 支 出 金		138,469
	1. 繰 出 金	138,469
歳 出 合 計		42,728,000

議案第67号

令和8年度金沢市水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	214,500戸	
(2) 年 間 総 配 水 量	52,000,000m³	
(3) 一 日 平 均 配 水 量	142,466m³	
(4) 主要な建設改良事業		
配 水 管 拡 張	延長 4,075m	301,600千円
配 水 管 改 良	延長 15,320m	4,589,100千円
上水道未普及地域整備	延長 2,250m	245,700千円
浄水・配水施設改良		1,511,545千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	9,318,482千円
第1項 営 業 収 益	7,054,930千円
第2項 営 業 外 収 益	2,241,097千円
第3項 特 別 利 益	22,455千円
合 計	9,318,482千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	8,932,498千円
第1項 営 業 費 用	8,637,741千円
第2項 営 業 外 費 用	230,410千円
第3項 特 別 損 失	54,347千円
第4項 予 備 費	10,000千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	385,984千円
合 計	9,318,482千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,748,691千円は過年度分損益勘定留保資金1,926,319千円、当年度分損益勘定留保資金986,202千円、老朽管更新対策積立金500,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額336,170千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	4,103,088千円
第1項 企 業 債	1,886,000千円

第2項 他 会 計 出 資 金	195,000千円
第3項 補 助 金	98,000千円
第4項 工 事 負 担 金	1,024,088千円
第5項 水道施設再整備積立基金繰入金	900,000千円
外に過年度分損益勘定留保資金	1,926,319千円
当年度分損益勘定留保資金	986,202千円
老朽管更新対策積立金	500,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	336,170千円
合 計	7,851,779千円
出	
第2款 資 本 的 支 出	7,851,779千円
第1項 建 設 改 良 費	7,204,366千円
第2項 企 業 債 償 還 金	645,913千円
第3項 予 備 費	1,500千円
合 計	7,851,779千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設改良事業費	令和9年度	28,700 ^{千円}
配水施設改良事業費	令和9年度	145,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	1,886,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,272,431千円

(2) 交 際 費 10千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 上水道整備事業費補助 2,262千円

(2) 上水道事業費用補助 13,558千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

令和8年度金沢市工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の工業用水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	6 か所
(2) 年 間 総 給 水 量	242,725m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	665m ³
(4) 主要な建設改良事業 浄 水 施 設 改 良	15,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	64,140千円
第1項 営 業 収 益	12,093千円
第2項 営 業 外 収 益	52,047千円
合 計	64,140千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	62,766千円
第1項 営 業 費 用	62,136千円
第2項 営 業 外 費 用	430千円
第3項 予 備 費	200千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	1,374千円
合 計	64,140千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額15,996千円は過年度分損益勘定留保資金14,622千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,374千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	1,180千円
第1項 他 会 計 補 助 金	1,180千円
外に過年度分損益勘定留保資金	14,622千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,374千円
合 計	17,176千円

支 出	
第2款 資 本 的 支 出	17,176千円
第1項 建 設 改 良 費	15,700千円
第2項 企 業 債 償 還 金	1,476千円
合 計	17,176千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設改良事業費	令和9年度	13,200 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 9,027千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|---------------------|----------|
| (1) 工業用水道事業費用補助 | 37,341千円 |
| (2) 工業用水道建設事業債償還金補助 | 1,180千円 |

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

令和8年度金沢市病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の病院事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	306床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	75,500人
外 来	85,500人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院	207人
外 来	355人
(4) 主要な建設改良事業	
市立病院移転整備事業	138,000千円
医療機器等整備事業	446,182千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 病 院 事 業 収 益	6,700,377千円	
第1項 医 業 収 益	5,770,855千円	
第2項 医 業 外 収 益	929,522千円	
合 計	6,700,377千円	
	支 出	
第1款 病 院 事 業 費 用	6,693,093千円	
第1項 医 業 費 用	6,588,723千円	
第2項 医 業 外 費 用	104,370千円	
外 に 当 年 度 予 定 利 益	7,284千円	
合 計	6,700,377千円	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額2,412,812千円は過年度分損益勘定留保資金2,411,579千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額1,233千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	797,799千円
第1項 企 業 債	474,800千円
第2項 他 会 計 補 助 金	281,900千円
第3項 他 会 計 出 資 金	41,099千円
外に過年度分損益勘定留保資金	2,411,579千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	1,233千円
合 計	3,210,611千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	3,210,611千円
第1項 建 設 改 良 費	647,561千円
第2項 企 業 債 償 還 金	563,050千円
第3項 投 資	2,000,000千円
合 計	3,210,611千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	474,800千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	5.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	3,788,171千円
(2) 交 際 費	120千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 病院事業費用補助	602,341千円
(2) 病院建設改良事業債償還金補助	281,900千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数量)
取 得 す る 資 産	器械備品	X線CT診断装置	1

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第70号

令和8年度金沢市中央卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取 扱 数 量

青 果 部	78,200 t
水 産 物 部	34,400 t

(2) 主要な建設改良事業

市 場 再 整 備 事 業	160,000千円
市場内情報ネットワークシステム構築事業	67,470千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事 業 収 益	846,422千円
第1項 営 業 収 益	562,950千円
第2項 営 業 外 収 益	283,472千円
合 計	846,422千円
支 出	
第1款 事 業 費 用	789,768千円
第1項 営 業 費 用	773,567千円
第2項 営 業 外 費 用	15,701千円
第3項 予 備 費	500千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	56,654千円
合 計	846,422千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,726千円は過年度分損益勘定留保資金20,524千円、当年度分消費税等資本的収支調整額19,202千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	266,846千円
第1項 企 業 債	239,000千円
第2項 他 会 計 補 助 金	27,846千円
外に過年度分損益勘定留保資金	20,524千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	19,202千円
合 計	306,572千円

	支	出
第2款	資 本 的 支 出	306,572千円
第1項	建 設 改 良 費	239,070千円
第2項	企 業 債 償 還 金	67,502千円
	合 計	306,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市 場 再 整 備 事 業 費	令 和 9 年 度	345,800 ^{千円}

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金にあてるため。
限 度 額	239,000千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。
利 率	5.0%以内
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	183,931千円
-----------	-----------

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

(1) 事 業 費 用 補 助	232,203千円
(2) 中央卸売市場整備事業債償還金補助	27,846千円

令 和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第71号

令和8年度金沢市下水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末排水人口	435,886人
(2) 年間総処理水量	67,350,000m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管 渠 施 設	延長 1,609m 2,478,660千円
ポ ン プ 場 施 設	126,400千円
雨 水 関 連 施 設	735,000千円
水 質 管 理 施 設	3,593,199千円
流 域 下 水 道 事 業	145,250千円
災 害 復 旧 事 業	6,603,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業費用中管渠費912,976千円の財源の一部にあてるため、企業債29,600千円を借り入れる。

収 入	
第1款 事業収益	17,261,877千円
第1項 営業収益	9,891,835千円
第2項 営業外収益	7,041,398千円
第3項 特別利益	328,644千円
合 計	17,261,877千円
支 出	
第1款 事業費用	17,032,972千円
第1項 営業費用	14,277,421千円
第2項 営業外費用	1,789,527千円
第3項 特別損失	956,024千円
第4項 予備費	10,000千円
外に当年度予定利益	228,905千円
合 計	17,261,877千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,610,157千円は過年度分損益勘定留保資金349,454千円、当年度分損益勘定留保資金5,435,774千円、減債積立金683,000千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額141,929千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第2款 資 本 的 収 入	16,281,772千円
第1項 企 業 債	6,440,100千円
第2項 他 会 計 出 資 金	1,245,690千円
第3項 補 助 金	7,854,193千円
第4項 他 会 計 負 担 金	22,162千円
第5項 受 益 者 負 担 金	7,100千円
第6項 工 事 負 担 金	711,217千円
第7項 回 収 金	1,300千円
第8項 固 定 資 産 売 却 収 入	10千円
外に過年度分損益勘定留保資金	349,454千円
当年度分損益勘定留保資金	5,435,774千円
減 債 積 立 金	683,000千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	141,929千円
合 計	22,891,929千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	22,891,929千円
第1項 建 設 改 良 費	13,958,815千円
第2項 企 業 債 償 還 金	8,925,114千円
第3項 貸 付 金	3,000千円
第4項 予 備 費	5,000千円
合 計	22,891,929千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質管理施設整備事業費	令和9年度から 令和10年度まで	2,282,180 ^{千円}

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

目 的	建設改良資金、災害復旧事業費及び企業債償還金にあてるため。
限 度 額	6,469,700千円
起 債 の 方 法	証券の発行又は普通貸借の方法により、政府その他から起債する。

利 率	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償 還 の 方 法	借入先の融通条件によるものとする。ただし、本市の都合により、その全部又は一部を繰上償還又は借換えすることがある。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 879,785千円 |
| (2) 交 際 費 | 10千円 |

令 和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第72号

令和8年度金沢市公設花き地方卸売市場事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度金沢市の公設花き地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

取 扱 数 量	16,200千本
---------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業 収 益	44,593千円
第1項 営 業 収 益	25,192千円
第2項 営 業 外 収 益	19,401千円
合 計	44,593千円
支 出	
第1款 事業 費 用	43,226千円
第1項 営 業 費 用	41,329千円
第2項 営 業 外 費 用	1,397千円
第3項 予 備 費	500千円
外 に 当 年 度 予 定 利 益	1,367千円
合 計	44,593千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,500千円は過年度分損益勘定留保資金1,364千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額136千円で補てんするものとする。）。)

収 入	
過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,364千円
当年度分消費税等資本的収支調整額	136千円
合 計	1,500千円
支 出	
第2款 資 本 的 支 出	1,500千円
第1項 建 設 改 良 費	1,500千円
合 計	1,500千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	13,415千円
-----------	----------

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

運 営 費 補 助	17,882千円
-----------	----------

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

議案第73号

金沢もりづくりベース東浅川条例制定について

金沢もりづくりベース東浅川条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢もりづくりベース東浅川条例

(目的及び設置)

第1条 本市は、金沢市森づくり条例（平成15年条例第3号）第1条に規定する森づくり（以下「森づくり」という。）に関する活動の拠点となる場として利用に供することにより、広く市民が森林との関係を育む機会を創出するとともに、自発的な森づくりに関する活動を促進し、もって協働による森づくりの推進に資するため、もりづくりベースを設置する。

(名称及び位置)

第2条 もりづくりベースの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢もりづくりベース東浅川

(2) 位置 金沢市浅川町イ140番地1

(事業)

第3条 金沢もりづくりベース東浅川（以下「もりづくりベース」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 森づくりに関する活動を促進するための事業の企画及び実施に関すること。

(2) 森づくりに関する活動に係る人材の育成を図るための研修会、講座等の開催に関すること。

(3) 森づくりに関する情報の提供及び相談に関すること。

(4) もりづくりベースの施設及び設備の提供に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

(職員)

第4条 もりづくりベースに、所長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第5条 もりづくりベースの開所時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、木育ルームの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の開所時間又は使用時間を変更することができる。

(休所日)

第6条 もりづくりベースの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所することができる。

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の対象者)

第7条 もりづくりベースの木工室、調理室、会議室若しくは大集会室（以下「木工室等」という。）又は活動広場を使用することができるものは、市内を主たる活動の場とするおおむね3人以上の団体で、もりづくりベースの設置の目的に適合する活動を行うもの（以下「活動団体」という。）とする。

2 もりづくりベースの木育ルームを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 保護者又は付添者が同伴する小学校就学の始期に達するまでの者

(2) 前号に掲げる者に同伴する保護者又は付添者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(特別の使用)

第8条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、活動団体の利用に支障がない限りにおいて、木工室等又は活動広場を活動団体以外の団体に使用させることができる。

(使用の承認)

第9条 木工室等、活動広場又は木育ルームを使用しようとするもの（活動広場にあつては、活動広場の全部又は一部を独占して使用しようとするものに限る。）は、あらかじめ市長の使用の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

(使用の承認の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、木工室等、活動広場又は木育ル

ームの使用を承認しないものとする。

- (1) 建物、設備、展示品等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、第9条の規定により使用の承認を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、木工室等、活動広場又は木育ルームの使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 木工室等又は木育ルームを使用しようとするものは、別表に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、木工室等にあつては使用の承認の際、木育ルームにあつては使用の際、納付しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第15条 もりづくりベースを利用する者は、もりづくりベースの建物、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 木工室等及び活動広場の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第12条関係）

その1 木工室等使用料

1 基本使用料

使用時間区分 区 分		午 前 (午前 9 時 から正午ま で)	午後 A (午後 1 時 から午後 3 時まで)	午後 B (午後 3 時 から午後 5 時まで)	夜 間 (午後 5 時 から午後 7 時まで)	全 日 (午前 9 時 から午後 7 時まで)
木工室 1		680円	450円	450円	450円	2,040円
木工室 2		680円	450円	450円	450円	2,040円
調理室		520円	350円	350円	350円	1,560円
会議室 1		1,020円	680円	680円	680円	3,050円
会議室 2		1,020円	680円	680円	680円	3,050円
会議室 3		1,270円	850円	850円	850円	3,810円
大集会 室	全面	7,640円	5,080円	5,080円	5,080円	22,900円
	半面	3,820円	2,540円	2,540円	2,540円	11,450円

- 2 冷房又は暖房の装置を使用する場合は、基本使用料の 2 割に相当する額を別に徴収する。

その2 木育ルーム使用料

1 基本使用料

使用の単位	金 額
1 回 1 時間	1 人につき 100円

- 2 小学校就学の始期に達するまでの者が使用する場合は、当該者に係る基本使用料は、前項の表の規定にかかわらず、無料とする。

摘要

- 1 この表のその1の各項及びその2の各項の規定による額の合算額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を使用料とする。
- 2 前項の使用料の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

提案の趣旨

森づくりに関する活動の拠点となる場として利用に供することにより、広く市民が森林との関係を育む機会を創出するとともに、自発的な森づくりに関する活動を促進し、もって協働による森づくりの推進に資するため、もりづくりベースを設置する。

議案第74号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例制定について

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定
める条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準
を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第 1 節 利用定員に関する基準（第 3 条）

第 2 節 運営に関する基準（第 4 条—第33条）

第 3 章 雑則（第34条・第35条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の 3
において準用する法第46条第 2 項の規定による特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通
園支援（法第30条の20第 1 項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行
う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準に関しては、この条例の定めるところ
による。

（一般原則）

第 2 条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の 3 に規定する特定乳児等通園支援事業者
をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の
軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことに

より、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護

者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等

支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（1）日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（2）特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価

を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福

社法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなら

ない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が

報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員の排除)

第33条 特定乳児等通園支援事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののう

ち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

- 3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力する

ことにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に掲げる方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める。

議案第75号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第6条中「法及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等により、外国人に対する生活保護に係る事務が、個人番号の利用及び特定個人情報の提供をすることができる事務として規定されたことに伴い、関係規定を整理する。

議案第76号

金沢市職員定数条例の一部改正について

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,892人」を「1,915人」に、「356人」を「336人」に、「233人」を「235人」に、「3,304人」を「3,309人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の趣旨

行政需要の変化に対応し、本市行政の効率的な執行体制を確保するため、職員定数を一部改める。

議案第77号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の給与に関する条例（昭和26年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「初任給調整手当」の次に「（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第10条の 3 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第10条の 4 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 5 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 6 項及び第 7 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が定める職員にあつては、市長が定める額）並びにこれに第12条の 2 の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を服務等条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が定める日までの間、第 2 種初任給調整手当を支給する。

2 第 2 種初任給調整手当の月額は、市長が定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるものには、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第13条第2項第2号中「次の表に」を「38,700円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が」に改め、同号の表を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額（第1項第3号に掲げる職員にあっては、第1号に定める額及び第2号に定める額（前項第3号に定める額に限る。）を支給単位期間の月数で除して得た額の合計額が60,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、60,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第27条第1項中「給料」の次に「、初任給調整手当（第2種初任給調整手当に限る。）」を加える。

（金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当に限る。）」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第3条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第5条の2中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において当該職員に適用される給料表の給料月額及び地域手当の月額の合計額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を下回るものとして管理者が定めるものに対して支給する。

第18条第1項第2号中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当に限る。)」を加える。

第19条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成25年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当に限る。第4項において同じ。)」を加える。

(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第2条の規定による改正後の」及び「(以下「新給与条例」という。)」を削る。

附則第13条第4項中「新給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「職員の給与に関する条例第10条の4及び」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「職員の給与に関する条例」に改め、同条第7項中「、第6項及び第8項」を削り、「並びに第11条」を「及び第11条」に改め、「並びに新給与条例第5条第4項、第5項及び第7項」を削る。

附則第14条第1項中「第4条の規定による改正後の」及び「(以下「新企業職員給与

条例」という。)」を削り、「新企業職員給与条例の」を「同条例の」に改め、同条第2項中「新企業職員給与条例」を「企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附則第17条中「第13条の規定による改正後の」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(委任)

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

提案の趣旨

国家公務員等の給与改定の例に準じて、職員の月例給与水準を適切に確保するため新たに第2種初任給調整手当を措置するとともに、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

議案第78号

金沢市特別会計条例の一部改正について

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条第1項第4号に規定する住宅団地建設事業費特別会計（以下「旧住宅団地建設事業費特別会計」という。）に係る令和7年度の予算及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧住宅団地建設事業費特別会計に属する資産及び債権債務は、一般会計が引き継ぐものとする。

提案の趣旨

住宅団地建設事業の完了に伴い、住宅団地建設事業費特別会計を廃止する。

議案第79号

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市行政手続条例の一部改正について

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市税賦課徴収条例及び金沢市行政手続条例の一部を改正する条例

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第11条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって」に改める。

第29条の 2 第 4 項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

(金沢市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 金沢市行政手続条例（平成 8 年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第15条第 1 項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を本市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）をこの条例に基づく規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状

態に置くとともに、公示事項が記載された書面を本市の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該市長等の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第2条の規定 令和8年5月21日

(金沢市税賦課徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例第11条の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(金沢市行政手続条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の金沢市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項又は第29条において準用する場合を含む。）の規定は、令和8年5月21日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

提案の趣旨

地方税法及び行政手続法の一部改正に伴い、公示送達の方法について、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く等の措置をとることによって行うこととする。

議案第80号

金沢市手数料条例の一部改正について

金沢市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第20号の項及び第21号の項中「第50条第 4 項」を「第50条第 6 項」に改める。

別表第56号の 9 の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

附 則

この条例中別表第20号の項及び第21号の項の改正規定は船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第32号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、別表第56号の 9 の項の改正規定は令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

船員法及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第81号

金沢市公民館設置条例の一部改正について

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公民館設置条例の一部を改正する条例

金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市東浅川公民館の項を次のように改める。

金沢市東浅川公民館	金沢市浅川町イ140番地 1
-----------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

提案の趣旨

金沢市東浅川公民館の移転に伴い、その位置を改める。

議案第82号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部改正について

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第56条の次に次の1条を加える。

（開設者による食品等持続的供給法に係る公表）

第56条の2 市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- (1) 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（市場において取扱予定のないものを除く。）
- (2) 前号に掲げる指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標
- (3) 食品等持続的供給法第36条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の趣旨

卸売市場法の一部改正に伴い、金沢市中央卸売市場が取り扱う指定飲食料品等、その費用の指標等の公表に関する規定を整備する。

議案第83号

金沢市国民健康保険条例の一部改正について

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第19条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第19条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- （1）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- （2）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- （3）世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- （4）世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第19条の3中「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に改め、同条第1号イ中「この条において」を削り、「という。）、」を「という。）及び」に、「及び」を「、」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「国民健康保険事業納付金」を「国民健康保険事業費納付金」に、「並びに介護納付金」を「、介護納付金

並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第26条の6中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第26条の6の2中「同条第6項において準用する同条第4項及び第5項」を「同条第7項において準用する同条第5項及び第6項」に、「同条第7項において準用する同条第5項及び第6項」を「同条第8項において準用する同条第6項及び第7項」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第26条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第26条の6の10中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第26条の7中「同条第8項において準用する同条第5項及び第6項」を「同条第9項において準用する同条第6項及び第7項」に改め、同条第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第26条の12の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第26条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第31条第7項、同条第8項において準用する同条第2項から第4項まで、第31条の3第4項において準用する同条第1項及び第2項、同条第8項において準用する同条第5項及び第6項、第31条の4第5項において準用する同条第1項及び第2項、同条第10項において準用する同条第6項及び第7項並びに第31条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

（1）当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第31条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第26条の14 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第26条の15 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 前項の所得割額を算定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第26条の16 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第26条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の

各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第26条の13第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに公示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第26条の17 第26条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額は、30,000円を超えることができない。

第30条第1項中「に納付義務が発生し、」の次に「又は」を加え、「若しくは1世帯」を「1世帯」に、「、介護納付金賦課被保険者」を「、若しくは介護納付金賦課被保険者」に、「若しくは第26条の6の3」を「、第26条の6の3若しくは第26条の14」に、「、第31条の3第1項」を「若しくは同条第7項各号に定める額、第31条の3第1項」に、「同条第3項に」を「同条第3項又は第4項に」に、「規定する第26条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号（同条第6項）を「定める額、同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「又は第4項」を「から第5項まで」に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで」に、「定める額の」を「定める額若しくは第31条の5第1項に定める額の」に、「発生し、若しくは」を「発生した日又は」に、「又

は1世帯」を「、1世帯」に改め、同条第2項中「若しくは第26条の6の3の額若しくは第26条の9」を「、第26条の6の3、第26条の9若しくは第26条の14」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第7項各号に定める額」を加え、「規定する第26条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第31条の3第4項第1号」を「定める額、同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第31条の5第1項に定める額」に改める。

第31条第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第7項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第6項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

7 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第26条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が30,000円を超える場合には、30,000円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分

の7を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当

該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 8 第2項から第4項までの規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第26条第2項及び第3項」とあるのは「第26条の16第2項及び第3項」と、「第1項各号のア及びイ」とあるのは「第7項各号のアからウまで」と読み替えるものとする。

第31条の2中「及び前条第1項第1号」を「、第26条の6の4第1項、第26条の10第1項及び第26条の15第1項並びに前条第1項（同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第7項」に改める。

第31条の3第1項中「第26条第2項」を「同条第2項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「第26条第3項中」を「同条第3項中」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第26条の6の5」との次に「、第31条第1項各号」とあるのは「第31条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」とを加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第26条第3項中」を「同条第3項中」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第26条」とあるのは「第26条の16」と、第2項中「第26条第3項」とあるのは「第26条の16第3項」と読み替えるものとする。

第31条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第26条の」とあるのは「第26条の16の」と、「第31条第1項各号」と

あるのは「第31条第7項各号」と、「第26条第2項」とあるのは「第26条の16第2項」と、第6項中「第26条第3項」とあるのは「第26条の16第3項」と読み替えるものとする。

第31条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「650,000円」を「660,000円」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第29条の7第5項第9号」を「第29条の7第6項第9号」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第4項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「650,000円」を「660,000円」に、「第6項」を「第6項及び第7項」と改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」とを「260,000円」と、「第31条第1項各号」とあるのは「第31条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」と改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第21条」とあるのは「第26条の14」と、「660,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、第2項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の16第2項」と読み替えるものとする。

第31条の4に次の1項を加える。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第21条」とあるのは「第26条の14」と、「660,000円」とあるのは「30,000円」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第31条第1項各号」とあるのは「第31条第7項各号」と、第7項中「第26条第2項」とあるのは「第26条の16第2項」と読み替えるものとする。

第31条の4の次に次の1条を加える。

(18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額)

第31条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第26条の16の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第31条第7項、第31条の3第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えて準用する同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えて準用する同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えて準用する同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第26条の16第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、令和8年度分からの保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(令和8年度における保険料の徴収の特例)

- 3 令和8年度における保険料の徴収についての第29条第1項の規定の適用については、同項中「算定した保険料」とあるのは、「算定した保険料（子ども・子育て支援納付金賦課額に係るものを除く。）」とする。

提案の趣旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料として徴収することとなる子ども・子育て支援納付金の賦課等に関する規定を整備するほか、保険料について、減額の基準を改めるとともに、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を改定する。

議案第84号

金沢市介護保険条例の一部改正について

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「合計所得金額に」の次に「給与所得（」を加え、「給与所得又は」を「給与所得をいう。以下同じ。）又は」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとする」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用につい

ては、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとする」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいう」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとする」とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の趣旨

介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定を整備する。

議案第85号

金沢健康プラザ大手町条例の一部改正について

金沢健康プラザ大手町条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢健康プラザ大手町条例の一部を改正する条例

金沢健康プラザ大手町条例（平成17年条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 当分の間、第2条第2号中「金沢市大手町3番21号」とあるのは、「金沢市兼六元町7番15号」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 研修室及び健康スタジオの使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

金沢健康プラザ大手町の改築の間の位置を定める。

議案第86号

金沢市公園条例の一部改正について

金沢市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中「160円」を「170円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

提案の趣旨

卯辰山公園健康交流センター千寿閣の健康温浴施設の使用料の適正化を図るため、60歳以上の者の使用料の額を改定する。

議案第87号

金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を改正する。

議案第88号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部改正について

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「土地」の次に「（水面を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4）港湾景観創出区域（伝統環境との調和を保ちながら、港湾の機能と一体をなして形成される景観を創出するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。）

第10条第1項に次の1号を加える。

（6）重要広域海岸景観形成区域（海岸沿いにおいて広域的かつ連続的な景観を形成するために必要な土地の区域をいう。以下同じ。）

第10条第2項及び第3項中「若しくは重要広域幹線景観形成区域」を「、港湾景観創出区域、重要広域幹線景観形成区域若しくは重要広域海岸景観形成区域」に改める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の規定による景観総合計画及び景観計画を変更するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

本市の美しい景観のまちづくりを更に推進するため、景観計画区域内において定める区域に港湾景観創出区域及び重要広域海岸景観形成区域を追加する。

議案第89号

金沢市自動車駐車場条例の一部改正について

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自動車駐車場条例（平成2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢駅東駐車場の項中「1.75メートル」を「1.9メートル」に改め、同表武蔵地下駐車場の項中「1.85メートル」を「1.9メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案の趣旨

利用者の利便を図るため、金沢駅東駐車場及び武蔵地下駐車場を利用することができる自動車の要件を一部改める。

議案第90号

建築物の駐車施設に関する条例の一部改正について

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

建築物の駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

第1条 建築物の駐車施設に関する条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項ただし書中「非特定用途」の次に「又は共同住宅の用途」を加え、同項の表アの項中「の床面積と」を「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）の床面積と特定部分（共同住宅の用途に供する部分に限る。）及び」に、「床面積に」を「床面積の合計に」に改め、同表イの項中「の用途に供する部分を」を「及び共同住宅の用途に供する部分を」に、「非特定部分」を「特定部分（共同住宅の用途に供する部分に限る。）及び非特定部分」に改める。

第3条の2第1項中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加え、同項の表アの項中「及び倉庫」を「、倉庫及び共同住宅」に改める。

第5条中「特定部分」の次に「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を加える。

第2条 建築物の駐車施設に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 都市再生緊急整備地域 都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成14年政令第257号）第1条の表に規定する金沢駅東地域をいう。

第3条の2第1項中「部分を除く」の次に「。以下この項において「非共同住宅特定部分」という」を、「超える建築物」の次に「又は共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000平方メートルを超え、かつ、当該共同住宅の戸数が50戸以上の建築物」を、「の部分の床面積」の次に「（共同住宅の用途に供する部分にあっては、戸数）（非共同住宅特定部分の床面積が2,000平方メートル以下である建築物にあっては当該非共同

住宅特定部分の床面積を、共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以下又は当該共同住宅の戸数が50戸未満である建築物にあっては当該共同住宅の戸数を除く。）」を、「掲げる面積」の次に「（共同住宅の用途に供する部分にあっては、戸数）」を、「（ウの項に規定する延べ面積）」の次に「（非共同住宅特定部分の床面積が2,000平方メートル以下である建築物にあっては当該非共同住宅特定部分の床面積を、共同住宅の用途に供する部分の床面積が2,000平方メートル以下又は当該共同住宅の戸数が50戸未満である建築物にあっては当該共同住宅の用途に供する部分の床面積を除く。）」を加え、同項ただし書中「下回る場合」の次に「（都市再生緊急整備地域内において建築物を新築する場合を除く。）」を加え、同項の表を次のように改める。

ア	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び共同住宅を除く。）に供する部分	共同住宅の用途に供する部分
イ	3,000平方メートル	5,000平方メートル	1,500平方メートル	4,000平方メートル	100戸
ウ	1－（（6,000平方メートル－延べ面積）／（2×延べ面積））				
備考					
1 アの項に規定する部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分を含む。					
2 ウの項に規定する延べ面積は、駐車施設の用途に供する部分の床面積を除き、観覧場にあつては、屋外観覧席の部分の面積を含む。					

第5条中「（共同住宅の用途に供する部分を除く。）」を削る。

第6条に次の1項を加える。

- 2 建築物の敷地が都市再生緊急整備地域の内外にわたるときは、当該敷地の過半が属する地域に当該建築物があるものとみなして第3条の2から前条までの規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、次項及び附則第 4 項の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の建築物の駐車施設に関する条例の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手する者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定による改正後の建築物の駐車施設に関する条例の規定は、令和 8 年10月 1 日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更の工事に着手する者について適用し、同日前に着手した者については、なお従前の例による。
- 4 この条例（附則第 1 項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案の趣旨

駐車場法施行令の一部改正に伴い、共同住宅に対して荷さばきのための駐車施設の附置を義務付けるとともに、都心軸の交通円滑化を更に推進するため、都市再生緊急整備地域内における当該附置義務の緩和措置について、その適用を除外する規定を整備する。

議案第91号

金沢市水道給水条例の一部改正について

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市水道給水条例の一部を改正する条例

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 章 雑則（第38条）」を「第 7 章 雑則（第38条）
第 8 章 罰則（第39条―第41条）」に改める。

第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 8 章 罰則

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第 5 条の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (2) 第 7 条の規定による承認を受けないで給水装置の新設、改造、修繕（軽微な変更その他管理者が別に定める修繕を除く。）又は撤去をした者
- (3) 正当な理由がなくて、第16条の規定による量水器の設置、第22条の検針、第32条の規定による給水の停止又は第34条の規定による検査を拒み、又は妨げた者
- (4) この条例に規定する水道料金、加入金又は手数料（以下「水道料金等」という。）の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

第40条 詐欺その他不正の行為により水道料金等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料に処する。

第41条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の過料を科する。

附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

提案の趣旨

水道事業における適正な給水を更に推進するため、承認を受けずに給水装置の新設を行った者等を過料に処する規定を整備する。

議案第92号

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた金沢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

提案の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額等を改定する。

議案第93号

金沢市火災予防条例の一部改正について

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項

第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。) 及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第29条の 7 第 1 項第 1 号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第 7 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第44条第 6 号の 2 に掲げる設備に係る同条の規定による届出は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案の趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準を定めるとともに、感震ブレーカーの普及の促進に関する規定を整備する。

議案第94号

金沢市体育施設（体育館等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金沢市総合体育館	金沢市泉野出町 3 丁目 8 番 1 号	公益財団法人金沢市 スポーツ事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
金 沢 市 営 西 部 市 民 体 育 会 館			
金 沢 市 営 城 北 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 城 南 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 城 東 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 城 西 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 森 本 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 浅 野 川 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 中 央 市 民 体 育 館			
金 沢 市 営 城 東 テ ニ ス コ ー ト			

金 沢 市 西 部 市 民 憩 い の 家	金沢市泉野出町3丁目 8番1号	公益財団法人金沢市 スポーツ事業団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
金 沢 市 鳴 和 台 市 民 体 育 会 館			
金 沢 市 額 谷 ふ れ あ い 体 育 館			

議案第95号

金沢市体育施設（テニスコート等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 営 東 金 沢 ス ポ ー ツ 広 場	金沢市泉野出町 3 丁目 8 番 1 号	公益財団法人金沢市 スポーツ事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日まで
金 沢 市 営 城 北 市 民 テ ニ ス コ ー ト			
金 沢 市 営 西 金 沢 テ ニ ス コ ー ト			
金 沢 市 営 大 徳 テ ニ ス コ ー ト			
金 沢 市 営 西 金 沢 少 年 運 動 広 場			

議案第96号

金沢市体育施設（屋外スポーツ施設等）の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 安 原 ス ポ ー ツ 広 場	金沢市泉野出町 3 丁目 8 番 1 号	公益財団法人金沢市 スポーツ事業団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
金 沢 市 営 大 桑 運 動 広 場			
金 沢 市 営 額 谷 運 動 広 場			
金 沢 市 営 久 安 運 動 広 場			
金 沢 市 営 田 上 運 動 広 場			
金 沢 市 営 医 王 山 運 動 広 場			
金 沢 市 営 法 光 寺 運 動 広 場			
金沢市営金沢テクノ パーク運動広場			
金 沢 市 営 森 本 運 動 広 場			
金 沢 市 営 湊 野 球 場			

金沢市営湊運動公園	金沢市泉野出町3丁目 8番1号	公益財団法人金沢市 スポーツ事業団	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで
金沢市営専光寺 ソフトボール場			
金沢市営伏見川 グラウンド			
金沢市営こなん水辺 グラウンドゴルフ場			
金沢市営医王山 スキー場			
金沢市内川 スポーツ広場			
金沢市戸室 スポーツ広場			
金沢南総合運動公園（金沢市営陸上 競技場及び金沢市営球技場を含む。）			
金沢城北市民運動公園（金沢市 民野球場、スポーツ交流広場、 ジュニアスポーツコート及び 本田圭佑クライフコートを含む。）			

議案第97号

金沢スタジアムの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 ス タ ジ ア ム	金沢市南町 2 番 1 号	金沢スタジアム共同事業体	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

議案第98号

金沢プール及び屋内交流広場の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 プ ー ル	東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号	金沢プール共同事業体	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
屋 内 交 流 広 場			

議案第99号

金沢市老人福祉センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 万 寿 苑	金沢市大手町 3 番 23 号	公益財団法人金沢健康 福祉財団	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで
金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 松 寿 荘			
金 沢 市 老 人 福 祉 セ ン タ ー 鶴 寿 園			
金沢市老人福祉セン ター万寿苑分館十一 屋生きがい交流館			

議案第100号

金沢市障害者高齢者体育館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 8 年 2 月 10 日 提出

金 沢 市 長 村 山 卓

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
金 沢 市 障 害 者 高 齢 者 体 育 館	金沢市戸水 2 丁目 140 番地	株式会社エイム	令和 8 年 4 月 1 日から 令和13年 3 月31日まで

議案第101号

包 括 外 部 監 査 契 約 の 締 結 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結する。

令 和 8 年 2 月 1 0 日 提 出

金 沢 市 長 村 山 卓

- | | |
|---------------|---|
| 1 契 約 の 目 的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契 約 の 始 期 | 令和8年4月1日 |
| 3 契 約 の 金 額 | 12,000,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 一部概算払をすることができる |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 住 所 金沢市笠舞2丁目13番16号
氏 名 石橋 勇一
資 格 公認会計士 |

議案第102号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、金沢市の辺地総合整備計画を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月10日提出

金 沢 市 長 村 山 卓

辺 地 総 合 整 備 計 画

石 川 県 金 沢 市

辺地名	辺 地 の 概 要		公 共 的 施 設 の 整 備 計 画				公共的施設の整備 を必要とする事情
	辺地を構成する町	(1)人 口 (2)面 積 (3)辺地度点数 (4)中心位置	事業名	事業費	財 源 内 訳		
					特定 財源	一般財源	
住吉町	住 吉 町	(1) 103人	市道改良	千円	千円	千円	市中心部から南部方面へ 約 8 kmの所に位置する山間 地である。 住民の生活安定、交通の 安全確保を図るため、生活 道路でもある狭あいな幹線 道路を拡幅改良する。
新保町	新 保 町	(2) 5.27km ²		98,000		(98,000)	
		(3) 112点				98,000	
小原町	小 原 町	(4) 小原町					

- (注) 1. 一般財源の（ ）内数字は、辺地対策事業債の予定額を示す。
2. 事業主体は、すべて金沢市である。
3. 事業年度は、令和8年度から令和12年度までの5年間。